

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
広域廃棄物処理事業協議会公印規程

(規約第21条第1項関係)

(趣旨)

第1条 この規程は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約第21条第1項の規定に基づく、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会（以下「協議会」という。）の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において公印とは、公務上作成された文書に押印する印章をいう。

(公印の名称、ひな形等)

第3条 公印の名称、ひな形、寸法、書体、使用区分及び個数は、別表のとおりとする。

(公印統括者)

第4条 公印の保管及び取扱いの事務を処理するため、公印統括者を置く。

2 公印統括者は、事務長の職にある者をもって充てる。

(公印取扱責任者)

第5条 公印統括者は、必要と認めるときは、職員のうちから公印取扱責任者を置くことができる。

2 公印取扱責任者は、公印統括者の命を受け、公印に関する事務に従事するものとする。

(公印の保管)

第6条 公印統括者及び公印取扱責任者は、公印を厳正に取扱い、使用しない場

合は、堅固な容器に納めて施錠しておかなければならない。

（公印台帳）

第 7 条 公印統括者は、公印台帳（別記様式第 1 号）を備え、すべての公印をこれに登録し、公印の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し整理しておかなければならない。

（公印の新調、廃止等）

第 8 条 公印統括者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印新調、改刻、廃止申請書（別記様式第 2 号）により協議会の会長（以下「会長」という。）に申請しなければならない。

（公印の使用）

第 9 条 公印を使用するときは、押印しようとする文書及び決裁済の原議書を添えて公印統括者に提示し、その承認を得なければならない。

2 公印を使用したときは、公印使用簿（別記様式第 3 号）に所定の事項を記載しなければならない。

（公印の省略）

第 10 条 公印は、軽易な内容の公文書については、押印を省略することができる。

（事故報告）

第 11 条 公印統括者は、保管する公印について盗難、紛失、き損等の事故があったときは、速やかに公印事故届（別記様式第 4 号）により会長に提出しなければならない。

（必要事項の調査）

第 12 条 公印統括者は、公印の管理、使用状況等について必要と認めるときは、公印取扱責任者に報告を求め、又は調査することができる。

（補則）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、公印に関し必要な事項は、会長が別に

定める。

附 則

この規程は、協議の整った日から施行し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。